

拓殖大学OB・OG教員会会則

第1章 総 則

- 1条 本会を拓殖大学OB・OG教員会と称する。
- 2条 本会は拓殖大学出身で、小・中・高等学校、特別支援学校に勤務する教職員、および本会の目的に賛同する教育関係者をもって組織する。
- 3条 本会に地区別（都道府県）OB・OG教員会をおくことができる。
- 4条 本会は事務局を拓殖大学学務部学務課内におく。

第2章 目的および事業

- 5条 本会は会員相互の資質向上と連携、および母校の発展に寄与することを目的とする。
- 6条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。
1. 研究会、見学会、講演会、等
 2. 学生の教職にかかわる援助
 3. 母校および各地のOB・OG教員との連携
 4. 会員名簿の作成
 5. その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 役 員

- 7条 本会に次の役員をおく。
- | | |
|------------|-----------|
| 名誉会長（1名） | 会長（1名） |
| 副会長（若干名） | 幹事（15名以上） |
| 事務局幹事（若干名） | 監事（1名） |
- 2 本会に顧問（若干名）をおくことができる。
- 8条 役員を選出と任務は次の通りとする。
1. 名誉会長は拓殖大学学長とする。
 2. 会長、副会長は幹事会にて幹事の中より選出する。会長は本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し会長に事故ある時は、副会長の互選による1名が会長の職務を代行する。
 3. 幹事は各地区の代表者（各1名）および会長の推薦するもの（若干名）とする。幹事は満65才までとし、幹事会を構成する。
 4. 監事は会長の推薦にもとづき、幹事会で選出する。監事はこの会の監査を年度ごとに執行する。
 5. 顧問は、本会の発展を後援する人、または会のために功労のあった人を推薦する。

- 9条 役員の任期は3年とする。ただし、再選は妨げない。役員に欠員を生じた場合、その補充の必要を会長が認めたとき、幹事会において選出する。

第4章 運 営

- 10条 本会の運営に関する主要な事項は、幹事会において決定する。
- 2 会長は幹事会を召集し、その議長となる。
 - 3 幹事会は、原則として年1回開催するものとする。
- 11条 会長は、幹事の中から事務局幹事（若干名）を指名し、事務局を構成する
- 2 会長は、事務局に会の運営に係わる日常業務および事務を執行させる。
 - 3 会長は、事務局幹事の中から会計担当者を指名し、会の会計を執行させる

第5章 会 計

- 12条 本会の経費は会員による寄付金などによる。
- 13条 会計は年度毎に監査を受け、幹事会に報告して承認を得るものとする。

第6章 会則の改正

- 14条 本会則の変更は幹事会の承認を得るものとする。
- 附 則
この会則は平成10年4月1日から施行する。
- 附 則
この会則は平成14年10月5日から施行する。
- 附 則
この会則は平成19年10月6日から施行する。
- 附 則
この会則は平成25年 9月28日から施行する。
- 附 則
この会則は平成26年10月11日から施行する。